



# お知らせ版

No.1201

## 税に関するお知らせ

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G  
☎662・2112

### 「取り壊し建物の届出をお忘れなく」

固定資産税の課税されている家屋について、平成25年中に取り壊した建物の確認をしています。

建物を取り壊した方は1月28日(火)まで届け出てください。(届出がないと翌年度も課税される場合があります) ※届出用紙は住民税務課または町ホームページにあります。

### ●持ち物 印鑑

### 「事業主・農業経営者の皆さん 固定資産税「償却資産」の申告はお済みですか」

平成26年1月1日現在で町内に償却資産(農業用の機械をはじめ、会社や工場、商店などで事業用にする機械や器具、備品等の有形固定資産)を所有している個人または法人は、地方税法

によりその取得価額等について申告しなければなりません。(自動車税及び自動車税の対象車両は除かれます。)

締め切り間際は混み合いますので、お早めにご申告ください。

●申告受付期間 1月6日(月)～24日(金)

●場所 住民税務課税務G(役場1階5番窓口) ※郵送可

申告書が役場から送付されている方で資産が増減がない場合でも、必ず提出してください。

申告書の送付がない方でも、償却資産を町内に所有している方は申告が必ずです。

申告用紙は住民税務課に準備してありますのでお早めに申告してください。

### 「山形税務署から申告会場のお知らせ」

※お問い合わせ先  
山形税務署(☎622・1611)  
今年も申告書作成会場は山形駅西口

「山形テルサ」です。(税務署には申告書作成会場を設置していません。)

※東日本大震災により避難されている方も相談できます。

申告所得税(譲渡所得を含む)・個人事業者の消費税・贈与税の申告が必要な方、所得税の還付を受ける方を対象とした申告書作成会場です。

●開設期間 2月6日(木)～3月17日(月)(土・日・祝日は休みですが、2月23日(日)、3月2日(日)に限り開設します。)

●開設時間 午前9時～午後4時  
山形駅西口駅前広場内に無料駐車場を用意しておりますが、駐車可能台数に限りがありますので、ご来場される場合には、公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

●所得税・消費税・贈与税の申告はe・Taxをご利用ください。

e・Taxを利用した所得税の確定申告では、次のようなメリットが

## 今月の納税等

納期限 1月31日(金)

- 町県民税 4期
- 国民健康保険税 7期
- 介護保険料 7期
- 後期高齢者医療保険料 7期

※税額や保険料に変更のある方へ1月15日(水)に納付書を発送します。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。

※お問い合わせ先  
住民税務課税務G ☎662・2112

## 平成26年度(25年分)「町民税・県民税申告相談」を行います

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けてありますので、1月1日号お知らせ版に折込みの「町民税・県民税(個人住民税)の手引き」をご覧のうえ、申告相談を行ってください。

指定日に来られない場合は、申告相談に来られる日の前日までに、住民税務課税務Gへご連絡ください。

- 申告相談期間 2月3日(月)～3月17日(月)
- 受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時
- 受付場所 役場101会議室(「町民税・県民税(個人住民税)の手引き」では103会議室となっておりますが、101会議室へ変更になりました。)

- 申告に必要なもの
  - ①印鑑
  - ②平成25年中の所得のわかるもの(源泉徴収票等)
  - ③社会保険料控除を受ける場合は国民年金保険料等の各種領収書や証明書
  - ④障害者控除を受ける場合は障害等級のわかる各種手帳や証明書
  - ⑤医療費控除を受ける場合は、医療を受けた個人ごとに医療機関・薬局別に領収書等をまとめ、「医療費の明細書」を記入して申告をしてください。
  - ⑥所得税が還付となる場合の振込先口座がわかるもの(通帳等)
- 注意 平成25年中に収入のなかった方や非課税所得のみだった方でも、「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」の算定に影響しますので、「簡易申告書」を記入のうえ提出してください。

### ●申告日程

月日(曜日)	対象地区	月日(曜日)	対象地区
2/3(月)	上町、新町	2/25(火)	文新田1・2
4(火)	元町、柳町	26(水)	いずみ1・2、あおば1・2・3
5(水)	中町、達磨寺1	27(木)	金沢1・2
6(木)	達磨寺2・3	28(金)	金沢3・4
7(金)	達磨寺4、向新田	3/3(月)	金沢5、柳沢1
10(月)	新田町1・2・3	4(火)	柳沢2・3
12(水)	旭町1・2	5(水)	柳沢4・5
13(木)	中原団地、広瀬団地、川端	6(木)	柳沢6、土橋1・2
14(金)	下川、桜町1	7(金)	土橋3・4・5
17(月)	桜町2、西小路	10(月)	土橋6、岡1
18(火)	北小路、梅ヶ枝町1	11(火)	岡2・3
19(水)	梅ヶ枝町2・3・4	12(水)	岡4・5
20(木)	梅ヶ枝町5・6	13(木)	小塩1・2
21(金)	西町、南小路	14(金)	小塩3
24(月)	三軒屋、落合	17(月)	予備日

あります。▼添付書類を提出省略(提出省略した書類は法定申告期限から5年間の保存が必要ですが) ▼還付がスピーディー(1～2月の自宅等からの還付申告では原則2～3週間程度で還付) ▼所得税の確定申告期間中は24時間いつでも利用可能(メンテナンス時間を除きます。)

◎事業所得等を生ずべき業務を行っている全ての方に、平成26年1月以降、記帳の義務及び帳簿・書類の保存の義務が適用されます。申告書作成会場の開設期間中、記帳に関するご相談を青色申告コーナーでお受けします。ぜひご利用ください。